

企業局改革政策推進委員会設置要綱

（設 置）

第1条 経営改革の取組を的確に実施していくため、企業局改革政策推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1） 企業局経営5か年計画の進捗状況の検証等に関する事
- （2） 企業局内における改革等の総合的な検討及び実施に関する事
- （3） その他経営会議等において指示された改革の推進に関する事

（組 織）

第3条 委員会に委員長及び委員を置く。

- 2 委員長は、委員会を総括し、委員会を代表する。
- 3 委員長は、企業局長をもって充てる。
- 4 委員は、経営企画部長、水道部長、本庁各課長、主席工事検査員及び総務課調整幹をもって充てる。
- 5 委員長は、必要があるときは委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

（委員会の開催）

第4条 委員会は、委員長が招集し、主宰する。

（幹事会の設置）

第5条 委員会には幹事会を設置し、必要な作業を行わせる。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成し、幹事長には総務課長を充て、幹事は各課の副課長又は主幹の中から委員長がその都度指名する。
- 3 幹事会は、幹事長が招集し、主宰する。

(経営会議等への報告)

第6条 委員長は、企業局内における具体的な改革、委員会における決定事項やその決定に基づく実施結果等を経営会議等に報告するものとする。

(委員会の庶務等)

第7条 委員会の庶務は企業局総務課において処理するものとする。

附則

1 この要綱は、平成14年9月1日から施行する。

2 企業局行政運営改善推進委員会設置要綱（平成8年5月15日公営企業管理者決裁）は、廃止する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。